

## PFI 推進委員会への提案メモ

平成 22 年 4 月 19 日

PFI 推進委員会委員 米田雅子

- 1 PFI を、簡易、通常、大規模の型に分け、各々にふさわしい制度を構築する。

「簡易型」は、地方自治体や地域企業向けに、手続きの抜本的な簡素化と類型毎の具体的例示を行うと共に、地方自治の下で民間との柔軟な対話や運用を行いやすくする。

「通常型」は、簡素化と類型化を図り、一般の公務員が扱えるものにするとともに、民間の創意工夫を取り入れるために、より柔軟な制度とする。

「大規模型」は、インフラ維持・運用の民間移行などが行えるよう、資金調達運用や VFM、リスク管理などを精査したものとする。海外展開への応用も視野にいれる。
- 2 今後、増大する社会基盤の維持管理の民間活用については、PFI に加えて、指定管理者、市場化テストなどを適宜選んで活用する。ベスト事例集を作成する。なお、市場化テストも簡素化が望まれる。

指定管理者も対象業務の拡大が望まれる。(エリアマネージメント等)
- 3 PFI 適用の支障となる法規制については、特区を活用する。

地方自治体の判断で法律の柔軟運用ができるよう規制緩和の特例の併用を進める。

総合特区(検討中)の活用も検討する。
- 4 ローカル PFI(簡易型)の拡大/地域活性化に資する PFI 対象業務の拡大
  - ・地域の既存施設の有効活用(転用リフォーム含む)-添付資料参照
  - ・道路の維持・管理の一括委託
  - ・公有林整備の一括委託 等

## 5 施設運営型 PFI を普及させるための条件整備

更なる民間活用を促進するにあたっては、施設建設型だけでなく施設運営型に PFI を拡大する必要があり、そのためには、民間事業者育成の観点からの取り組み、新たな民間事業者が参入し易いような案件のスキーム設計と諸制度の整備が必要である。

- ・官民のリスク分担の検討（保険）

- ・本当に民間の力が活用できる柔軟な仕組みづくり

（多段階選抜方式・競争的対話の導入、事業フェーズに応じた equity の持ち方等）

以 上

# 補助金適正化法の弾力運用とローカルPFIの活用

慶應義塾大学理工学部教授、内閣府規制改革会議委員、PFI推進委員会委員

米田雅子



## 補助金適正化法の弾力運用が実現

これまで、「市町村合併後の旧庁舎を産業振興用施設に転用できない」「学校用給食センターで高齢者向けの給食の調理ができない」「廃校後の校舎の転用のための手続きが煩雑である」などの問題が、自治体や住民を困らせてきた。

これらは、補助金適正化法で、「国の補助金を使って整備した施設については、自治体が当初定めた用途以外に目的を変更する際は、決められた耐用年数を過ぎるか補助金を全額返還しなければ、転用や譲渡、取り壊しなどができない」と規定されていたためである。しかし施設の法的な耐用年数の多くが50年程度と長く、補助金の返還も自治体の厳しい財政事情から難しかった。

これまでの法律においても、耐用年数に達しない場合でも、主務大臣の承認を得るか、地方自治体が地域再生計画を作りその計画の一環としてならば、補助金を返還せずに、目

的外使用が可能であった。しかし、承認基準が省庁ごとに異なるほか、転用後の用途を所轄官庁の関係分野に限定するなど、多大な労力とさまざまな条件が付くため、文部科学省が廃校の転用で柔軟な運用を行っているほかは、転用の実績はあまり上がっていない。

この問題に、地方六団体、地方分権改革推進委員会、規制改革会議などが取り組み、その成果として、「完成後10年たてば、報告だけで自治体が自由に転用や処分ができ、補助金の返還も不要となる」「10年未満でも、市町村合併や地域再生の施策に伴う場合は、10年たったものと同様にする」という画期的な緩和が、平成21年度に実現した。

## 既存施設の転用による地域活性化

現在、過疎の地方にある立派な建物は、ほとんどが公共建築物といってもよい。昭和62年から平成11年にかけて、日本全国の文化会館の数は、782から1751へ、図書館の数は1801から2593へ、美

から5109まで増えた。

ちなみに、「文化会館」の名のつく施設は、文部省（現・文部科学省）が建設時に補助金を出した施設である。このほかにも、農水

省の場合は「ふるさと会館」、厚生省（現・厚生労働省）では「福祉会館」の名前がつく。どの省庁の助成で建設されたのがすぐ分かる仕組みになっている。省庁ごとの縦割り

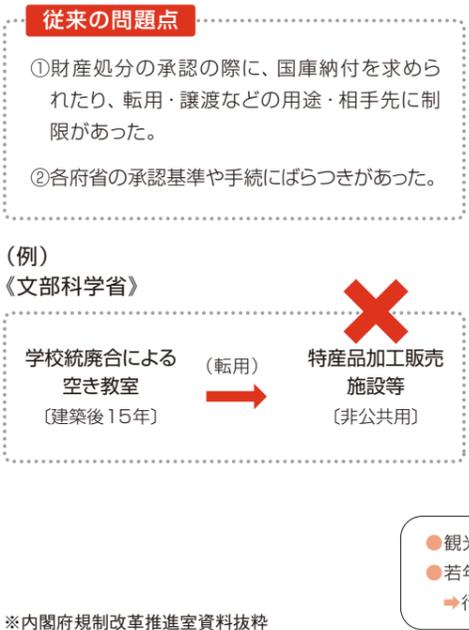
**弾力化の効果**

- ① 既存施設の有効活用がしやすくなり、地域活性化に寄与。
- ② 承認基準の明確化・手続の簡素化（包括承認制度を導入）



- 観光振興による地域づくり
- 若年層の流出等による農林水産業をはじめとした担い手不足
- 行政需要の変化にかんがみ、国庫納付（返還）不要で転用可に。

図1 補助金等適正化法緩和の適用例



※内閣府規制改革推進室資料抜粋

で、地方に施設が建てられ、建設時の用途目的以外の使用が、耐用年数を経過するまで、原則として禁止されてきたのである。ちなみに、公民館や事務所の耐用年数は、鉄筋コンクリート造は50年、鉄骨造は38年、木造は24年である。

健全化と地方活性化の起爆剤となるだろう。ただし、地方自治体以外の保有する補助金施設、例えば第3セクターや公社、外郭団体などが国の補助金を利用して建設した施設については、規制が残っている。例えば、農林水産省は、地方公共団体以外の保有する10年以上たった補助財産を転用するときには、農水省の枠内であれば「報告」だけでよいが、農水省の枠外に転用することには、農林水産大臣の了解が必要になる。このように制限は残るものの、弾力的な運用を基本方針としているため、従来よりも大幅な緩和が見込まれている。

## ローカルPFIを活用した既存施設の再生

今後は、地域活性化に結びつく施設の活用方法を、民間から提案し実施するPFIで実現することが期待できる。PFI (Private Finance Initiative)とは、公共サービスの提供に際して公共・公益的施設が必要となるときに、民間が主体となって資金を準備し施設の建設・整備と公共サービスの運営を行う手法である。これまで大きな庁舎の建て替え工事などに使われることの多かったPFIであるが、本来は小規模で多様な公共サービスにも適用できる。

例えば、合併後の空き庁舎を転用する計画と実施をPFIで募集する。主に公共施設・公益的施設への転用を条件とするが、付帯施設で民間事業を行うこともできる。

表 補助金等適正化法第二十二條の規定に基づく各省各庁の長の承認について

- 一 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めると、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 二 概ね十年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様とする。

平成20年3月28日補助金等適正化中央連絡会議幹事会資料抜粋

地域の方々の自由な発想を生かすために、使途は限定しない。

まず、空き庁舎の活用提案を公募する。その結果、市民や事業者から「市民活動センター／会議室、調理室、ホールなど」「起業家のためのレンタルオフィスを併設したコミュニティセンター」「保育園と学童保育などが入った子どもセンター」などの提案が寄せられる。市はそれらの提案を審査し、活用案を決定する。

その決定案を基に、市が実施方針を策定し事業概要を公表する。公表後、民間意見を取り入れた上で、市はPFI事業の実施を決定し、民間事業者を募集する。公正な審査会によって、民間事業者が提出したプランの中から、最も適切なプランが選ばれる。市と民間事業者の契約後に、その民間事業者が、プランに沿って施設のコンバージョンリフォーム（用途変更改修）を行い、施設を運営する。

これは1つの例であり、実際には多様な形のPFIが考えられる。財政の厳しい自治体では、このような事業を、新規の施設建設から行えば、多額の費用が掛かり、採算がとれない。しかし、既存の施設のコンバージョンリフォーム（用途変更改修）であれば、費用も少額で済む。運営も民間の力を生かして効率的に行える。財政が厳しいといっても、住民サービスの要望は高まり

つつある。地域ニーズに合わせた事業を、地域の主体的な取り組みで実現するローカルPFIが期待されている。

### 地方から「国民の声」に要望を出そう

この補助金適正化法のように、国の規制が、効率的な事業活動や公正な競争を妨げていると感じたことのある方は多いと思う。ただ、規制を緩和してほしいと思っても、どこに相談したらよいのか分からないことが多い。政府には、

誰でも規制緩和の要望の出せる目安箱のような仕組みがある。「国民の声／ハトミニ.com」として、国民から広く国の制度にかかわる要望を受け付けている。

規制改革の要望は、個人、企業、団体、自治体、どのような立場からも出すことができる。名前を非公開にもできる。具体的な事例がたくさん集まれば、規制

を変える原動力になる。

これまで、地域活性化といえば、税金で集めた予算の配分や公共事業に目がいきがちだったが、時代遅れの法制度が地方の活力を低下させている面も否めない。地方を元気にするために、この制度を活用してほしい。

（詳しくは、<http://www.cao.go.jp/sashin/hatomimi/index.html>）

図2 PFI事業のプロセス〔市による空き庁舎の活用の例〕

